

中学校・高校の保健体育科教員を養成する大学における 柔道授業の在り方についての提言

林 弘典¹⁾ 黒澤 寛己¹⁾ 坂本 道人²⁾ 生田 秀和³⁾ 石川 美久⁴⁾

Recommendations for Judo university classes that train junior high and high school health and physical education teachers

Hironori HAYASHI Hiroki KUROSAWA Michito SAKAMOTO
Hidekazu SHODA Yoshihisa ISHIKAWA

Abstract

The purpose of this study was to clarify the knowledge gained in junior high and high school Judo classes and to make recommendations for Judo university classes that trained junior high and high school health and physical education teachers. We administered a questionnaire of the knowledge gained in junior high and high school Judo classes to B college 72 students who had participated Judo classes at junior high or high school. The results were as follows:

1. It was suggested that the difference between sports and martial arts, Judo refereeing rules cannot be actively learned.
2. While it was widely known that the founder of Judo was Jigoro Kano, the year of Judo establishment, Judo's official name, its Judo's philosophy and principles, the teachings of Jigoro Kano were not sufficiently learned.
3. The reasons for bowing and accidents causing head and neck injuries were well known.

From the aforementioned results, university Judo teachers who have classes that train junior high and high school health and physical education teachers should teach students the difference between sports and martial arts, Judo refereeing rules, the year of Judo establishment, Judo's official name, Judo's philosophy and principles, and the teachings of Jigoro Kano.

Key words : Budo, Judo class, Training of junior high and high school health and physical education teachers

キーワード : 武道, 柔道授業, 中学校・高校の保健体育科教員の養成

1) スポーツ学部 2) 福岡大学 3) 大阪体育大学 4) 大阪教育大学

1. 緒言

2008年3月28日の中学校学習指導要領の改訂において、中学校保健体育科では、武道・ダンスを含めたすべての領域が必修となった(文部科学省, online)。また、中学校学習指導要領(平成29年告示)解説では、「武道は、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合い互いに高め合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。また、武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する対人的な技能を基にした運動である」とされている(文部科学省, 2017)。

公益財団法人日本武道館の関連団体である日本武道協会は、「武道は、武士道の伝統に由来する日本で体系化された武技の修練による心技一如の運動文化で、心技体を一体として鍛え、人格を磨き、道徳心を高め、礼節を尊重する態度を養う、人間形成の道であり、柔道、剣道、弓道、相撲、空手道、合気道、少林寺拳法、なぎなた、銃剣道の総称を言う」と定義している(公益財団法人日本武道館, 2017)。そのため文部科学省(2017)は、「武道」については、従前どおり、「柔道」、「剣道」及び「相撲」の中から選択して履修できるようにすることとした。また、「内容の取扱い」に、我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること」を新たに示すとともに、学校や地域の実態に応じて、従前から示されているなぎなたに加えて、空手道、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させる

ことができることとしている。文部科学省委託による全国規模の調査によると、実際に中学校では柔道(62.5%)、剣道(31.8%)、相撲(1.6%)、その他の武道(4.2%)が実施されている。このことから、毎年多くの中学生が柔道を選択している(日本武道学会, 2016)。

中学校保健体育科における武道の必修化によって、学校体育における柔道や武道に対する関心が高まり、多くの研究が行われている。川内谷ほか(2016)は、男女ともに柔道の授業を経験することによって「楽しい」「面白い」と柔道に好感を持つ者が増え、「痛い」「怖い」と恐怖を感じる者が減ったと報告している。小林ほか(2018)は、大学体育における武道種目受講学生の武道イメージについて、伝統文化因子(武道は身体文化であるよりも、日本的な精神文化や奥深さに通じる伝統性を重んじるもの)、愉楽快活因子(武道は明るく活動的で親しみやすいもの、楽しく面白いもの)、苦痛危険因子(武道は複雑で難しく、危険や苦痛を伴うもの)、静謐(せいひつ)因子(静かでおだやかな神秘的なもの)の4つが抽出され、武道授業履修後に伝統文化因子と苦痛危険因子は明らかに得点が高くなったと報告している。石川ほか(2017)は、受講生は柔道を明るく親しみやすく、かつ武道特有の精神的な価値を持つ「伝統的な種目で活動的なスポーツ」としてとらえていることが示唆されたと報告している。これらの研究以外にも、柔道(武道)の授業経験による意識の変化や効果を検証した数多くの研究が存在している。

文部科学省委託事業「武道等指導推進事業(武道等の指導成果の検証)」調査報告書(日本武道学会, 2016)によると、武道の授業における柔道の有段者は38.8%、剣道の有段者は16.1%、相撲の有段者は1.1%、その他の武道の有段者は1.3%であると報告されている。柔道は専門性が高く、重大事故が発生しているために、事故防止の観点から全日本柔道連盟公認資格を有する者(初段以上が必要)が

望ましい。しかし、半数以上の者は指導者資格を所有していない。

この現状に対して、小澤ほか（2012）は、生徒の技能レベルに応じ、安全で効果的な「柔道」の授業を行うための1つの方法として、中学校で取り扱う基本となる投げ技を用いた授業教材としての「形」の構築を試みている。柔道の練習は「かかり練習、約束練習、自由練習」と段階的に分類されている（文部科学省，2013）。形は約束練習に該当し、受け・取りが掛ける技を決めて練習するために安全かつ効果的であると考えられる。

興儀（2012）は、柔道授業づくり教本を用いて、初めて柔道の授業を受ける生徒に焦点化し、学習意欲に及ぼす影響を検討している。その結果、意欲的側面が高まり、主観的評価においても学習意欲が高まったことを明らかにしている。この理由として、学習内容が一時間ごとに設定されているものではなく、実態に応じて指導内容と指導時間が緩やかに螺旋的に設定されているため、完成度や取り組み状況をフィードバックしながら進められたことで、練習の効率化が図られ学習ストラテジーが高まったためであると報告している。また、そのことが受け身や技を習得できるように最後まで頑張ろうという達成動機の向上に繋がり、困難の克服が高まったためであると報告している。さらに、単元の感想から「柔道の授業は最初は不安だったが、やってみるととても楽しかった」や「単元計画を延ばして、もっとやりたい」など、興味が高まったことを示唆する内容の記述が多く確認されたためであると指摘している。

興儀（2016）は生徒の形成的授業評価や技能評価から学習指導の課題について検討している。その結果、初めて柔道を履修する中学生にとって、「体落し」の学習指導が課題であることを報告している。この課題について、「後ろさばき」で指導を展開した際、実際に「取り」が技をかけると「受け」の重圧が加わり前方に膝をついてつぶれる場面が見られた

り、「取り」の上体が傾いてうまく「受け」を転ばず（投げる）ことができない生徒が多く見られたと指摘している。これらのことは、体格や筋力の発達段階に応じた指導法の工夫改善が必要であることを示唆している。

丸山・久保田（2018）は、安全で楽しい柔道授業を行うための教材として「じゃんけん柔道」の開発を行っている。「じゃんけん柔道」とは、お互いに右組みで組んだ状態で足じゃんけんを行い、勝った方が負けた方を投げるという約束練習である。自然本体を「グー」（足を閉じた状態での受けは危険であるため、一般的な足じゃんけんのグーではなく、足を肩幅に広げることとした）、右自然体を「チョキ」、足を肩幅よりも大きく横に広げた状態を「パー」として、「最初はグー、じゃんけんぽん」の掛け声のリズムに合わせて、自然本体の状態で数回ジャンプをして、足じゃんけんを行う。じゃんけんの勝敗決定後、すぐに勝った方が効果的な技を仕掛けて、負けた方を投げるというのが基本的なルールである。

このように柔道の専門性が高くなくとも安全で効果的な柔道授業の検討が行われ、柔道の技術指導による学習効果や指導法の開発に関する研究はかなり進んでいる。しかし、武道の必修化という観点から、「相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする」ことが最も重要な学習内容であると考えられる。なぜなら、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする心を身に付けるためには、柔道（武道）の技術を向上させるだけでは身に付けることはできないからである。これはスポーツ技術の向上によって人間性が高まるとは限らないことと同じである。また、中学校学習指導要領解説の保健体育編の「学びに向かう力、人間性等」において、「自主的に取り組む」「自己の責任を果たそうとする」「一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする」「健康・安全を確保する」（文部科学省，2017）は、柔道（武道）でな

くとも他のスポーツで十分に学習できる内容である。

近年、スポーツにおける暴力やハラスメントが深刻な問題となり、柔道界では2012年の全日本女子柔道ナショナルチームの問題から始まり、未だに暴力やハラスメントが絶えない（公益財団法人全日本柔道連盟, 2013, 2020b）。2013年に全日本柔道連盟は「暴力の根絶プロジェクト」を立ち上げ、2014年4月1日に「暴力の根絶プロジェクト」を「柔道 MIND プロジェクト特別委員会」と名前を改め、活動内容も積極的に広げている。その理由について、「暴力の根絶プロジェクト」は「暴力という負（マイナス）の部分をなくそう」ということが趣旨であり、「礼節や品格などの正（プラス）の部分」を伸ばそうという意味合いが足りないからであると説明されている（公益財団法人全日本柔道連盟, 2014）。柔道 MIND の「MIND」は英語で「精神」「心」という意味であり、柔道創始者である嘉納治五郎師範の教えの精神、柔道の心に立ち返ろうという気持ちを込められている。また、「MIND」は、Manners（礼節）、Independence（自立）、Nobility（高潔）、Dignity（品格）の4つの単語の頭文字をつなげたものでもある。このように、柔道の指導においては、嘉納治五郎の教えである精力善用や自他共栄、遺訓が非常に重視されている。特に、中学校・高校の保健体育科教員を目指す学生にとっては、柔道の理念を学んで道徳心を高めることは、あらゆる活動において有用である。このことに加えて、中学校保健体育学習指導要領解説にある「我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう内容等について一層の改善を図る」と示されている（文部科学省, 2017）。武道固有の考え方については、イデオロギーの捉え方によって様々な意見があるが、柔道に関しては嘉納治五郎によって教育システムとして体系化されているために、精力善用や自他共栄

などの理念や遺訓を学ぶことが重要である。したがって、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする心を身に付けさせるためには、その中核となる柔道（武道）の歴史や理念を学ぶことが必要不可欠であると考える。それは武道という心技一如の運動文化を理解することにつながり、引いては多文化を理解する心を育むことにつながる。しかし、中学校や高校の柔道授業で学習している柔道の歴史や理念などの知識について、どの程度学習されているかを明らかにした研究は見られない。

そこで本研究の目的は、中学校や高校の柔道授業で学習する知識について明らかにするとともに、中学校・高校の保健体育科教員を養成する大学における柔道授業の提言をすることとした。

2. 方法

(1) 対象者

中学校・高校の保健体育科教員を養成するB大学における柔道の授業を履修した大学生のうち、中学校あるいは高校の時に柔道の授業を受講したことのある72名を対象とした。

(2) 調査期間・場所

2017年7月28日から2017年9月29日までにB大学の柔道場においてアンケートを実施した。

(3) 調査内容

対象者には、研究内容について十分に説明を行い、同意を得てアンケートを実施した。中学校や高校の柔道授業で学習する知識について、柔道の指導者として不可欠な内容（林, 2017a）を質問した（10問）。対象者は「はい」「分からない」「いいえ」から回答を選択した。本研究は、びわこ成蹊スポーツ大学学術研究倫理専門委員会における研究倫理審査で承認されたものである（成ス第53号）。

中学校保健体育学習指導要領解説に「我が

国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう内容等について一層の改善を図る」と示されている（文部科学省，2017）。つまり、今回の学習指導要領改訂の重要な主旨に沿ったものであるといえる。また、近年は「観点別評価」が実施されていることから、「技能」だけでなく「知識」が重要な評価の観点となっている。これらのことから、精力善用や自他共栄、遺訓などの理念は柔道を指導する中学校・高校の保健体育科教員に不可欠な内容であると考えられる。

(4) 分析方法

集計方法について、無回答など回答に不備のある6名を除外した。次に、正確に学習状況を把握するために「分からない」という回答者数を除外し、質問項目ごとに回答者数を集計した。回答した人数の偏りを調べるために χ^2 検定を行った。検定の有意水準は5%未満とした。統計処理には、IBM SPSS Statistics ver.25.0を用いた。

3. 結果

表1は、中学校や高校における柔道の授業で学習した知識について回答者数を示したものである。No.1より、「スポーツと武道の違いを学びましたか？」について、回答した人数の偏りは有意でなかった。No.2より、「柔道の創始者が嘉納治五郎であることを学びましたか？」について、「はい」と回答した人数は有意に多かった（42名，65.6%）。No.3より、「柔道の正式名称が日本伝講道館柔道であることを学びましたか？」について、「いいえ」と回答した人数は有意に多かった（51名，79.7%）。No.4より、「柔道が1882年（明治15年）に創始されたことを学びましたか？」について、「いいえ」と回答した人数は有意に多かった（42名，65.8%）。No.5より、「柔道の理念である精力善用を学びましたか？」について、「いいえ」と回答した人数は有意に多かった（40名，70.2%）。No.6より、「柔道の理念である自他共栄を学びましたか？」について、「いいえ」と回答した人数は有意に多かった

表1. 中学校や高校の柔道授業において学習した知識について

No.	質問内容	選択肢	はい	いいえ	合計	df	χ^2 値	有意差
1	「スポーツ」と「武道」の違いを学びましたか？	人数 %	27 57.4	20 42.6	47 100	1	1.04	n.s.
2	柔道の創始者が「嘉納治五郎」であることを学びましたか？	人数 %	42 65.6	22 34.4	64 100	1	6.25	p<0.05
3	柔道の正式名称が「日本伝講道館柔道」であることを学びましたか？	人数 %	13 20.3	51 79.7	64 100	1	22.56	p<0.01
4	柔道が「1882年（明治15年）」に創始されたことを学びましたか？	人数 %	13 34.2	25 65.8	38 100	1	12.79	p<0.01
5	柔道の理念である「精力善用」を学びましたか？	人数 %	17 29.8	40 70.2	57 100	1	9.28	p<0.01
6	柔道の理念である「自他共栄」を学びましたか？	人数 %	19 33.3	38 66.7	57 100	1	6.33	p<0.05
7	「嘉納治五郎遺訓（柔道の目的）」を学びましたか？	人数 %	9 17.3	43 82.7	52 100	1	22.23	p<0.01
8	「礼をする理由」を学びましたか？	人数 %	49 86.0	8 14.0	57 100	1	29.49	p<0.01
9	審判法（ルール）を学びましたか？	人数 %	28 50.9	27 49.1	55 100	1	0.02	n.s.
10	柔道における頭部・頸部の事故について学びましたか？	人数 %	61 92.4	5 7.6	66 100	1	47.52	p<0.01

(38名, 66.7%). No.7より,「嘉納治五郎師範の遺訓(柔道の目的)を学びましたか?」について,「いいえ」と回答した人数は有意に多かった(42名, 82.7%). No.8より,「礼をする理由を学びましたか?」について,「はい」と回答した人数は有意に多かった(49名, 86.0%). No.9より,「審判法(ルール)を学びましたか?」について,回答した人数の偏りは有意でなかった. No.10より,「柔道における頭部・頸部の事故について学びましたか?」について,「はい」と回答した人数は有意に多かった(61名, 92.4%).

4. 考察

表1のNo.1より,中学校や高校における柔道の授業では,スポーツと武道の違いが積極的に学習されているとは言えないことが示唆された.

武道憲章の第一条(目的)には,「武道は,武技による心身の鍛練を通じて人格を磨き,見識を高め,有為の人物を育成することを目的とする」と明記されている(公益財団法人日本武道館,2017).つまり,武道は人間形成の方法である.一方,スポーツとは,「遊びであること(気晴らし,戯れ,楽しみ,慰み,ふざけることなど)」「身体運動であること(特に大筋運動をという激しさを意味する.したがって,カードやマージャンは一応除外する)」「競争的活動であること(勝敗を競り合って行うものである)」の3つが構成要素として必要であると指摘されている(中林,2007).また,スポーツ庁(online)は「人生を楽しく,健康的で生き生きとしたものにするために,より楽しむために勝利を追及するもよし,自分ペースで楽しむもよし,誰もが自由に身体を動かし,自由に観戦し,楽しめるもの」と解説している.つまり,スポーツは楽しさや喜びを実現するための方法である.

柔道は武道の中でもいち早く競技の国際化が進められた.1951年に国際柔道連盟が発足

し,1956年に第1回世界柔道選手権大会(東京),1964年のオリンピック(東京)には正式種目として柔道競技が開催されている(尾形ほか,1998).半世紀以上もの間,世界中で柔道は競技として行われてきたことから,世界において柔道はスポーツとしてかなり認識されている.現在,日本では小学生5-6年生の全国大会や現役を引退した人が参加する全国高段者大会など幅広い年代において多くの大会が開催されている.子どもから大人までスポーツ(競技)としての柔道が浸透していることによって,他のスポーツと同様に勝利至上主義の問題も指摘されるようになった(中村,2007).これらのことから,武道として柔道を学習する機会が非常に少なくなっていると考えられる.したがって,そもそも武道としての柔道の認識が薄れているために,スポーツと武道の違いも十分に学習されないのではないかと推察される.

今後,柔道を含めて他の武道においてもスポーツ化は一層進んでいくことが予想される.武道が必修化として導入されていることから,日本の伝統的な考え方(文部科学省,2016,2017)を学ぶためにも,中学校や高校において武道とスポーツとの違いを明確に学習させることは重要であると考えられる.特に,武道を指導する大学教員はスポーツと武道の違いについて中学校や高校の教員を目指す学生に学習させることが重要である.なお,筆者が授業を担当しているB大学では,武道とスポーツの違いに加えて武道の前身である武術との違いについても学習している.

表1のNo.2より,中学校や高校における柔道の授業では,柔道の創始者について学習されているが,No.3からNo.7の柔道の成立年,正式名称,理念(原理),嘉納治五郎師範の遺訓(目的)について,十分に学習されていないことが明らかとなった.

前述の柔道の知識は指導者にとって不可欠な知識であると指摘されている(林,2017a).柔道は,嘉納治五郎が天神真楊流(て

んじんしんようりゅう)と起倒流(きとうりゅう),その他の柔術の流派を研究し,1882年(明治15年)に創始したものである。現在,200ヶ国以上の国や地域で行われ,「柔道」「JUDO」と親しまれているが,正式名称は日本伝講道館柔道(にほんでんこうどうかんじゅうどう)である。その理念は,精力善用(せいりよくぜんよう),自他共栄(じたきょうえい)である(講道館,1977;生誕150周年記念出版委員会編,2011;藤堂,2014)。

精力善用とは,「何事をするにも,その目的を達するために,精神の力と身体の力を最も有効に働かすこと」である。「精力」とは人間の力を表し,精神の力と身体の力を意味する。「善」は善いと最善,「用」は使用する,働かせることを意味する。「最も有効に」は無駄なく,合理的に,効率的にという意味に近い。精力最善活用における「最」と「活」が省略されている。自他共栄とは,「自分と他人との調和をはかり,お互いが繁栄していくようにすること」である。自他とは,個人と個人,個人と集団,集団と集団との関係を意味する。「調和」とは,お互いに譲ったり譲られたり,助けたり助けられたりという,お互いが満たされるような関係を築くことである。調和という意味は妥協するというのではない。自分と他人が調和できず,やむを得ず衝突する場合があるが,可能な限り調和を図ろうとすることが重要である。相助相譲自他共栄における「相助相譲」が省略されている(嘉納ほか,1999;講道館,2000;林,2017a)。

嘉納治五郎師範遺訓(目的)とは,柔道は心身の力を最も有効に使用する道である。その修行は攻撃防禦の練習に由(よ)って身体(体)精神を鍛錬修養し,斯道(しどう)の神髓を體(体)得する事である。さ(そ)うして是(これ)に由(よ)って己を完成し,世を補益するが柔道修行の究竟(きゅうきょう)の目的である。これを簡単に解釈すると,柔道は精力善用をする方法である。柔道の修

行は,形や乱取などの練習によって心と体を鍛えて精力善用ができるようになることである。そして,自分という人間も作り上げ,世の中の人々のために自分の力を役立てることが柔道をする者の究極の目的である。柔道することは精力善用を身に付ける手段であり目的ではない。前述した武道の目的と同じである(嘉納ほか,1999;講道館,2000;林,2017a)。

柔道の創始者が嘉納治五郎であることだけを学習しただけでは,単なる柔道という運動を学習しているだけになり,他のスポーツと何ら変わらない。柔道を学習することの意義を深めるためにも,前述の知識を学習させることは必要である。これらの知識は武道の特性や成り立ち(文部科学省,2016,2017)に深く関係することから,武道必修化として学習させることは不可欠であると考えられる。なお,筆者が授業を担当しているB大学では,これらの知識を柔道の概要と位置づけ,履修者全員に誤字脱字なく書かせたレポートを完全に暗唱できるように指導している。このように,学習指導要領における伝統的な行動の仕方を補完する立場から知識の差を埋めるために,中学校・高校の保健体育科教員を養成する大学における柔道の授業では,柔道の成立年,正式名称,理念(原理),嘉納治五郎師範の遺訓(目的)を学習させる必要があると考える。

表1のNo.8より,中学校や高校における柔道の授業では,礼をする理由についてかなり学習されていることが明らかとなった。

礼とは相手を敬う心であり,礼法は相手に対する尊敬の心をあらわす形であると解説されている(醍醐,2001;竹内,1988)。武道では礼に始まり礼に終わるといわれている。この礼の心を貴び,礼儀作法を重んずる伝統は古来のよき日本の伝統の1つであると指摘されている(松本,1994)。したがって,中学校学習指導要領解説においても,「武道の伝統的な考え方を理解し,相手を尊重して練

習や試合ができるようにすることを重視する運動である」と解説されている(文部科学省, 2016, 2017)。なお、礼は人が対象ではなくとも行われる。道場は神聖な人間形成の場とし、服装を正し、端正な姿勢で立礼をして出入りすることが指導されている。筆者が授業を担当しているB大学では、礼の意味や礼法を学んだ上で道場の出入りの際に立礼をする、授業の開始と終了に座礼をする、乱取りの開始と終了に立礼や座礼をすることを毎回実践させることによって、武道の伝統的な考え方(新渡, 2002)の理解と実践が行われている(林, 2017b)。このように礼の知識を習得した上で繰り返して実践させることによって、武道を実施する意義が深まると考える。

表1のNo.9より、中学校や高校における柔道の授業では、審判法(ルール)が積極的に学習されているとは言えないことが示唆された。

審判法は試合をする際に学習されることが多い。しかし、多くの中学校や高校における柔道の授業では、試合まで行う授業時間を確保できないために、審判法(ルール)が積極的に学習されなかったと考えられる。なぜなら、中学校や高校では、柔道を初めて学習する者が多く、礼法や受け身を懇切丁寧に教える時間が必要になるからである(びわこ成蹊スポーツ大学, 2019; 武道教育研究会, 2012; 石川, 2017; 小俣ほか, 2012)。また、簡易な乱取り(自由練習)ができるようになったとしても、試合は乱取りよりも怪我の危険性が高まるために、試合をさせないことが推察される。このことについて、近年の柔道における頭部外傷による死亡事故が大きく影響しているために、教員は試合をさせないようにしていることが考えられる。それに加えて、柔道を専門にしていない教員が授業を担当することが多いことも関係していると考えられる。なぜなら、柔道を専門にしていない者にとって柔道のルールは難しく、試合を

コントロールすることが困難だからである。

しかし、柔道の授業では、乱取りにおいて審判法における罰則(小俣, 2010)を学習させることは武道の特性を理解させ、上達を促す上で非常に有用である。どのような行為が罰則になるのか、つまり悪いことを理解させることに役立つからである。なぜなら、罰則行為には危険な行為であったり、お互いに柔道の特性を楽しめなくしたりする行為が含まれているからである。このことから、試合ではなくとも、乱取りの前に審判法(ルール)を簡単に説明することによって学習効果を高めることができる。筆者が授業を担当しているB大学では、乱取りをする際に「真っ直ぐに立つ=腰を引かない(正々堂々と勝負する)」「お互いに襟と袖を持つ(相手に持たせないなど卑怯なことをしない)」「柔道場の中で行う(場外際は危険なので近づかない)」ことを指導している。以上のことから、試合でなくとも乱取りを行う際に、審判法(ルール)を学習させることが有用であると考えられる。また、乱取り中に危険な行為やお互いに柔道が楽しめなくなる行為をさせないように指導することが重要である。

表1のNo.10より、中学校や高校における柔道の授業では、柔道における頭部・頸部の事故について、かなり学習されていることが明らかとなった。

近年、柔道における頭部外傷の重大事故は社会的な問題となっているからであると考えられる。1983年から2011年までに118件の柔道による死亡事故が発生し、103件(87.3%)がクラブ活動中に発生している(内田, 2013)。死因は急性硬膜下血腫等の頭部外傷(73件, 70.9%)が最も多い。また、2003年から2014年における全日本柔道連盟の事故報告において、重症の頭部外傷のうち42件(95.5%)が急性硬膜下血腫であったと報告されている。特に、中学校と高校の1年生の死亡事故(22件, 53.7%)が最も多いことが報告されている(公益財団法人全日本柔道連盟,

2015c). これに対して、全日本柔道連盟は指導者養成（公益財団法人全日本柔道連盟, 2015a, 2015b, 2016a, 2016b, 2020a）に力を入れているが、未だに事故は発生している。これらの事故には大外刈りという技が関係しており、その危険性や事故要因が解明されつつある（Ishikawa et al., 2018, 2020；Hayashi et al., 2019）。

柔道における頭部・頸部の事故は主に課外活動（クラブ活動）で起きており、柔道の授業で起こる危険性は極めて低い。しかし、絶対に起きないとは限らないことから、頭部・頸部の事故状況を学習させることは必要不可欠である。これによって、生徒は安全な行動を心掛けるようになる。ただし、危機意識を煽って恐怖心を植え付けるようなことは実技の学習に悪影響を及ぼすために、適切なデータに基づいて学習させることが重要である。また、課外活動における今後の柔道の指導者の資質について、フランスのような国家資格にすることが必要であるという意見がある（小林, 2011）。また、中学校・高校の保健体育の教員免許を取得する、日本スポーツ協会公認柔道コーチ3（全柔連公認柔道指導者A指導員も所有している必要である）を取得する、大学院修士あるいは博士過程を修了し、学位を取得しているという3つの条件をすべて満たすという厳しい基準が必要であると指摘されている（林, 2017a）。指導内容の質を高めて社会的な信用を回復させるためにも必要であると考えられる。

5. 総括

本研究の目的は、中学校や高校の柔道授業で学習する知識について明らかにするとともに、中学校・高校の保健体育科教員を養成する大学における柔道授業の在り方について提言することとした。中学校あるいは高校の時に柔道の授業を受講したことがあるB大学の72名に中学校や高校の柔道授業で学習する知識に関するアンケートを実施した。その結

果、以下のことが明らかとなった。

- (1) スポーツと武道の違い、審判法（ルール）について積極的に学習されているとは言えないことが示唆された。
- (2) 柔道の創始者が嘉納治五郎であることは十分に学習されていたが、それ以外の柔道の成立年、正式名称、理念・原理、嘉納治五郎師範の遺訓は十分に学習されていないかった。
- (3) 礼をする理由や頭部・頸部の事故については十分に学習されていた。

以上のことから、中学校・高校の保健体育科教員を養成する大学における柔道の授業では、スポーツと武道の違い、審判法（ルール）、柔道の正式名称、成立年、理念、嘉納治五郎師範の遺訓を十分に学習させることが必要である。

文献

- びわこ成蹊スポーツ大学（2019）教育実習ハンドブック 学習指導案集 2019年版（6）武道。びわこ成蹊スポーツ大学, pp. 49-56.
- 武道教育研究会（2012）中学校体育実技指導資料 初めての柔道指導。武道教育研究会。
- 醍醐敏郎（2001）スポーツVコース 柔道教室 37版。大修館書店。pp. 28-31.
- 林弘典（2017a）実践柔道論。小俣幸嗣（編著），メディアパル, pp. 82-97.
- 林弘典（2017b）びわこ成蹊スポーツ大学における柔道の授業について。びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要, 14：205-208.
- Hayashi H., Ishikawa Y., Anata K., Uchimura N.（2019）Basic research on occurrence factors of head bruises in throwing technique of judo - influence of unexpected condition on backward breakfall -, 24th Annual Congress of the European College of Sport Science, 589.
- 石川美久・横山喬之・久保田浩史・坂本道人・三宅恵介・小林優希（2017）柔道授業における受講生の意識変容：N工業専門学校を対象として。武道学研究, 49（3）：143-155.
- 石川美久（2017）実践柔道論。小俣幸嗣（編著），

- メディアパル, pp. 43-58.
- Ishikawa Y., Anata K., Hayashi H., Yokoyama T., Ono T., Okada S. (2018) Effects of different throwing techniques in judo on rotational acceleration of uke's head. *International Journal of Sport and Health Science*, 16:173-179.
- Ishikawa Y., Anata K., Hayashi H., Uchimura N., Okada S. (2020) Influence of fatigue on head angular acceleration in judo high-intensity exercise. *Arch Budo*, 16:99-106.
- 小林恵子 (2011) 続発する柔道事故における社会的及び法的責任. *季刊教育法*, 168 : 19-25.
- 小林優希・平岡拓晃・桐生習作・鍋山隆弘・麓正樹・石川美久 (2018) 大学体育における武道種目受講学生の武道イメージ. *武道学研究*, 50 (2) : 79-87.
- 嘉納行光・竹内善徳・醍醐敏郎・中村良三・川村禎三・佐藤宣践監修 (1999) 柔道大辞典. アテネ書房.
- 川内谷一志・佐野博昭・枝元香菜子・岡村さやか・射手矢岬 (2016) 工業高等専門学校における柔道授業の成果と課題, 53 : 21-27.
- 講道館 (1977) 嘉納治五郎. 布井書房.
- 講道館 (2000) 和英対照柔道用語小辞典. 川村禎三・醍醐敏郎監修, 講道館.
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2013) 「柔道女子暴力的指導問題に対する第三者委員会」の答申を受けて (13.3.21). <https://www.judo.or.jp/p/992>, (参照日2020年12月3日).
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2014) 柔道MIND プロジェクト特別委員会の発足について. <https://www.judo.or.jp/p/32712>, (参照日2020年12月3日).
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2015a) 公認柔道指導者養成テキスト B 指導員. 公益財団法人全日本柔道連盟.
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2015b) 公認柔道指導者養成テキスト C 指導員. 公益財団法人全日本柔道連盟.
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2015c) 柔道の安全指導. 公益財団法人全日本柔道連盟 (4 版).
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2016a) 柔道をよくしよう - 柔道指導者の提言 -. 公益財団法人全日本柔道連盟.
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2016b) 公認柔道指導者養成テキスト A 指導員. 公益財団法人全日本柔道連盟.
- 公益財団法人日本武道館 (2017) 公益財団法人日本武道館武道学園 創立50周年記念誌・DVD. 公益財団法人日本武道館.
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2020a) 柔道の安全指導 柔道の未来のために. 公益財団法人全日本柔道連盟 (5 版).
- 公益財団法人全日本柔道連盟 (2020b) 「暴力行為根絶宣言」の発出について. <https://www.judo.or.jp/p/54184>, (参照日2020年12月3日).
- 小侯幸嗣 (2010) 分かりやすい柔道のルール. 成美堂出版.
- 小侯幸嗣・香田郡秀・桑森真介 (2012) 初心者から指導者まで使える武道の教科書. 成美堂出版. pp. 6-72.
- 丸山照晶・久保田浩史 (2018) 柔道授業における「じゃんけん柔道」の開発. *武道学研究*, 51 (2) : 125-134.
- 松本芳三 (1994) 現代スポーツコーチ全集 柔道のコーチング 6 版. 大修館書店. pp. 41-45.
- 文部科学省 (online) 武道・ダンス必修化. https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1330882.htm, (参照日2020年7月8日).
- 文部科学省 (2015) 学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引(三訂版)」. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/11/08/1333611_04.pdf, (参照日2020年12月2日).
- 文部科学省 (2016) 高等学校学習指導要領解説 保健体育編・保健編. 東山書房 (4 版).
- 文部科学省 (2017) 中学校学習指導要領解説 保健体育編. 東山書房 (5 版).
- 中林信二 (2007) 武道のすすめ. 島津書房.
- 中村民雄 (2007) 今, なぜ武道か - 文化と伝統を問う -. 日本武道館.
- 日本武道学会 (2016) 中学校武道実施への対応: 指導成果の検証. *武道学研究*, 48 (3) : 153-207.
- 新渡戸稲造: 奈良本辰也訳・解説 (2002) 武士

- 道 第22刷. 三笠書房.
- 尾形敬史・小俣幸嗣・鮫島元成・菅波盛雄 (1998) 競技柔道の国際化. 不昧堂出版.
- 小澤雄二・石橋剛士・坂本道人・大川康隆・中原一・北井和利 (2012) 中学校柔道授業における「形」構築の試み. 武道学研究, 45 (1): 47-55.
- 生誕150周年記念出版委員会編 (2011) 気概の行動の教育者 嘉納治五郎. 筑波大学出版会. 茨城.
- スポーツ庁 (online) スポーツ庁が考える「スポーツ」とは? Deportare の意味すること. <https://sports.go.jp/special/policy/meaning-of-sport-and-deportare.html>, (参照日2020年7月9日).
- 竹内善徳 (1988) 図解 柔道の教室 4版. 北隆館. pp. 24-27.
- 藤堂良明 (2014) 柔道 その歴史と技法. 日本武道館.
- 内田良 (2013) 柔道事故. 河出書房新社.
- 與儀幸朝 (2012) 柔道授業づくり教本を用いた体育授業が学習意欲に及ぼす影響. 武道学研究, 45 (2): 135-142.
- 與儀幸朝 (2016) 柔道授業を初めて履修する中学生を対象とした単元計画の検討. 武道学研究, 49 (1): 39-47.